



# 見て★話して★体験する 「夏休みおもしろ教室」

▶問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721  
 図書館 ☎079(437)4500  
 図書館とすこやか環境グループが共催で「夏休みおもしろ教室」を開催します。往復はがきでお申し込みください。

▲喜瀬川でさかなや虫の観察をしてみよう！

指でくるくる親子で楽しくパステル教室▶



▲化学の力で食品サンプルを作ろう！



## 「夏休みおもしろ教室」申し込み用往復はがきの書き方

※次ページに詳しい申し込み方法が記載されています。

郵便往復はがき  
 52 6750182  
 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30  
 播磨町すこやか環境グループ  
 「夏休みおもしろ教室」係行

白紙

すこやか環境グループから抽選結果をお知らせするため、ここへは何も記入しないでください。

▶返信はがきの表面

◀返信はがきの裏面

参加者の住所を書いた裏は、必ず白紙にしてください。お間違えのないようにお願いします。

郵便往復はがき  
 52  
 参加者の住所

参加者の氏名

夏休みおもしろ教室申し込み  
 (お名前)  
 ①参加者氏名 (男・女)  
 ②学年・年齢 小学生 中学生  
 ③性別  
 ④次ページの申込書を貼る  
 ⑤電話番号 (届先に連絡できる電話番号)  
 ⑥参加希望講座番号および講座名 (2つまで)  
 講座番号 講座名

▶返信はがきの表面

◀返信はがきの裏面

講座番号 開催日時	講座名・内容 【持ち物】	材料費	対象・募集数	場所
① 8月1日(金) 10:00~12:00	化学の力で食品サンプルを作ろう！ 身近な材料で様々な化学実験をしながら、天ぷら、イクラなどの食品サンプルを作る	なし	幼・保~小3 親子15組	図書館 2階 学習室
② 8月2日(土) 10:00~12:00	指でくるくる 親子で楽しくパステル教室 指で簡単に描くパステルアート。素敵なオリジナルの絵を描こう【持ち物】エプロン	200円	幼・保~小6 親子20組	
③ 8月3日(日) 10:00~12:00	万華鏡を作ろう！ トイレットペーパーの芯を使って、万華鏡を作る	100円	幼・保~小6 親子20組	
④ 8月4日(月) 10:00~12:00	ペットボトルでエコライトを作ろう！ クイズや実験をとおして発電の仕組みや環境について学び、ペットボトルでエコライトを作る【持ち物】500mlの空きペットボトル1本	200円	幼・保~小6 親子15組	
⑤ 8月5日(火) 10:00~12:00	音あそび 身近な素材で楽器を作ろう！ 音当てクイズ、楽器削り、パンプーダンスを通じて、音を「聴く」「作る」「奏でる」ことを体験する【持ち物】脱げにくい靴	なし	幼・保~小3 親子15組	野添 コミセン

次のページに⑥~⑩を掲載しています。

10月1日から 住民票の写し・戸籍謄本など

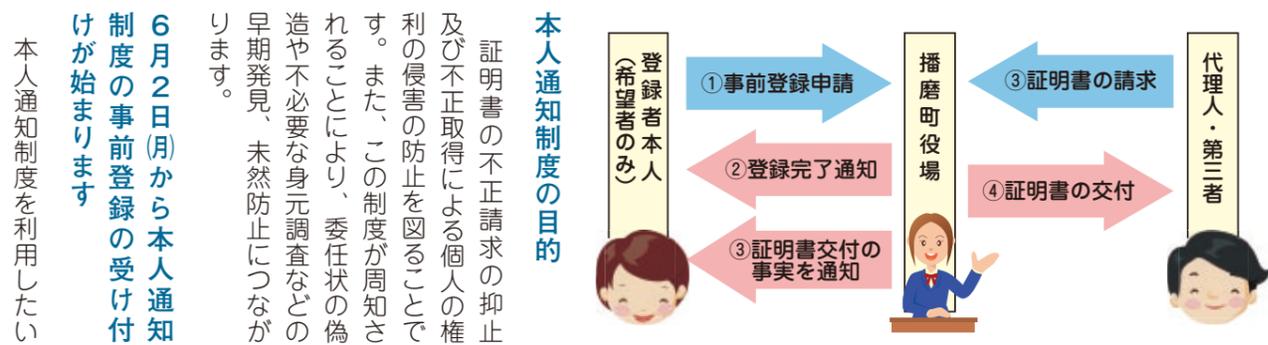
# 本人通知制度がスタートします！

事前登録を6月2日から受け付けます

▶問合せ 住民グループ ☎079(435)2363

## 『本人通知制度』とは？

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。



### 本人通知制度の目的

証明書の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることで、また、この制度が周知されることにより、委任状の偽造や不必要な身元調査などの早期発見、未然防止につながります。

6月2日(月)から本人通知制度の事前登録の受け付けが始まります

本人通知制度を利用したい

- 方は、まず事前登録の申請をしてください。
- ①登録できる人
  - ・播磨町に住居登録している人(過去に播磨町に住居登録していた人を含む)
  - ・播磨町に本籍を置いている人(過去に播磨町に本籍を置いていた人を含む)
- ②申請窓口・受付時間
  - 住民グループ(戸籍チーム)
  - 業務時間内(月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分)
  - ※郵送による申請も可能です。
- ③必要書類
  - ・播磨町本人通知制度事前登録申請書(申請窓口にあります)
  - 本人が申請する場合
    - ・本人確認書類(※1)
  - 代理人が申請する場合
    - ・委任状
    - ・代理人の本人確認書類(※1)
    - ・登録する人の本人確認書類(コピー可)
  - 法定代理人(未成年者の親権者や成年後見人)が申請の場合
    - ・法定代理人の本人確認書類(※1)
  - ・法定代理人であることがわかる書類(登記事項証明書など)

### 本人通知制度の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票を含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し(除かれた附票を含む)
- ・戸籍謄抄本(除籍を含む)
- ・戸籍記載事項証明

### 代理人や第三者へ証明書を交付をした場合、本人に通知が届くのはいつ？

証明書が発行された日から原則7日以内に、交付通知書を郵送します。(登録日以降に発行された上記の証明書が交付通知の対象です)

### 交付通知の内容は？

- ①証明書の交付年月日
  - ②交付した証明書の種類
  - ③交付枚数
  - ④交付請求者の種別(本人等の代理人、本人等以外の者)
- ※交付請求者の住所・氏名をお知らせするものではありません。

### 「本人等」とは

住民票関係…本人または本人と同一世帯に属する者  
 戸籍関係…戸籍に記載されている者、またはその配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)

「登録完了のお知らせ」を郵送します

本人通知制度に事前登録すると、「登録日」や登録内容を記載した「登録完了のお知らせ」を郵送します。

6月2日~9月30日までに事前登録の申請をされた場合は、10月1日以降に郵送します。登録日は、平成26年10月1日となります。

10月1日以降に事前登録申請をした人は、申請日から原則10日以内に郵送します。登録日は原則として申請日の翌々日となります。

### (※1) 本人確認書類

- 1点でよいもの…  
運転免許証、パスポート、顔写真付住民基本台帳カードなど
- 2点必要なもの…  
健康保険証、年金手帳、介護保険証など

登録期間  
 登録期間は登録日から5年間です。更新申請すれば延長可能です。

# 平成26年度 播磨わくわく講座

「安心してらせる町にしたいなあ」「もっと播磨町のことを知りたいなあ」

播磨わくわく講座は、住民の皆さんが主催する会合や催しに町職員や専門家が外向き、町の現状やくらしの中で知っている役立つ内容の講座を開催していただくことにより、まちづくりについて理解を深めていただき、住民と行政が協働して、住みよいまちをつくることを目的としてつくられた講座です。

## ＜申し込みできる方は＞

原則として、町内に在住、通学、通勤している5人以上の団体・グループなら誰でも申し込みできます。（講座28・29を除く）

## ＜申し込み方法は＞

実施日の1ヵ月前までに、播磨わくわく講座申込書を企画グループへ提出してください。

詳しくは次ページをご覧ください。

## ＜開催時間と場所は＞

平日・休日を問わず、午前9時から午後9時までの間で2時間以内（講座28・29を除く）とし、開催場所は、公共施設・集会所などで、町内に限らせていただきます。

## ＜会場の手配は＞

この講座は、住民の皆さんが主催する催しに、講師を派遣する制度です。会場の手配や催しの周知、当日の進行などは、主催者側でお願いします。

## ＜講師料は＞

講師料は無料ですが、講座によっては、材料費や資料代などが必要になる場合があります。

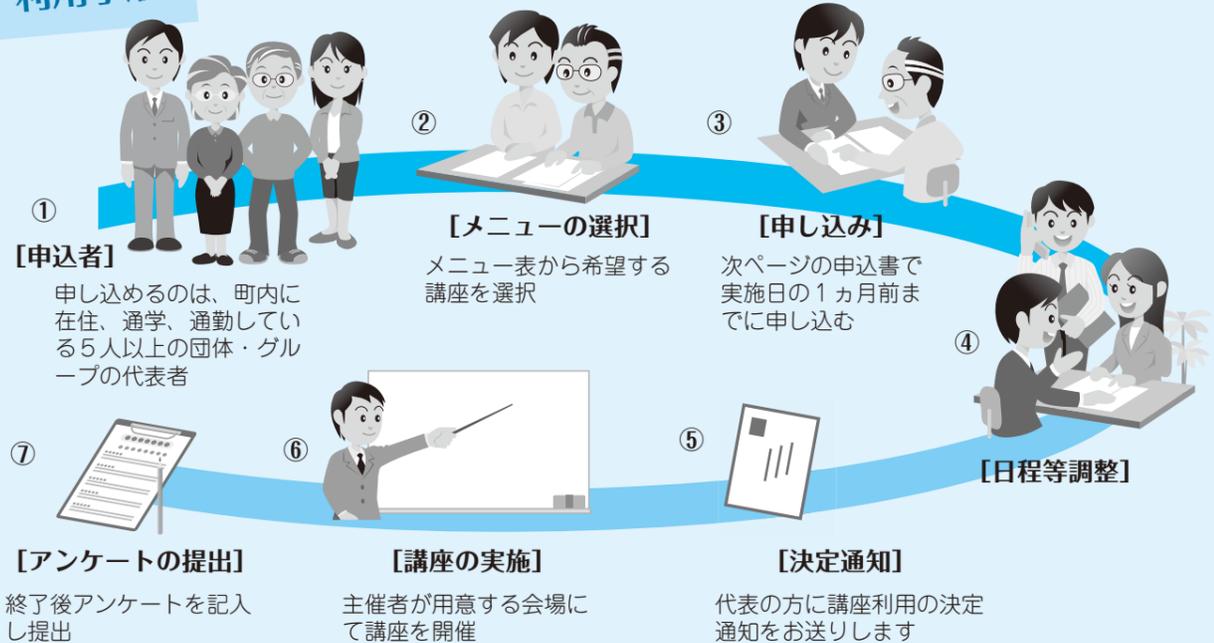
## ＜利用できない場合は＞

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- ② 政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき。
- ③ 播磨わくわく講座の目的に反しているとき。

## ＜注意事項＞

- ① この講座は、苦情などをお聞きする場ではありません。
- ② 講座の時間は、当初予定した時間内に終わるようにお願いします。
- ③ その場で説明できない内容がある場合も予想されますので、ご了承ください。
- ④ 日程については、講座の内容、講師の都合などにより、調整させていただく場合もあります。

## 利用手順



※申し込み前に事前に電話などでご相談いただければ、日程調整がスムーズに進みます。お問い合わせ、申し込みは企画グループまで

企画グループ ☎079(435)0356 ㊟079(435)0609

## 申込方法

- ▶ **申込締切** 6月30日（月）必着（申込者多数の場合は抽選）
- ▶ **抽選結果** 7月中旬頃、返信はがきでご連絡します
- ▶ **材料費** 材料費が必要な講座は、7月29日（火）までにすこやか環境グループへご持参ください
- ▶ **持ち物** 講座によっては持参する物がありますので「講座内容」欄で確認してください
- ▶ **申込方法** 往復はがきに右の通り①～⑥を書いて、すこやか環境グループに郵送してください  
※はがきは必ず1人1枚。1枚で2講座まで申し込みできます。町外の方は、7月16日（水）以降、空気があれば受け付けます。

## 注意事項

- ・記載内容が正確でない場合や郵便料金不足は、返信ができない場合がありますのでご注意ください
- ・申込者多数の場合は厳正な抽選を行い、抽選結果については返信はがきで連絡します
- ・申し込みいただいた個人情報、個人情報保護法により適正に管理します
- ・抽選結果についての個々のお問い合わせには対応できませんので、ご了承ください
- ・キャンセルが出た際は、落選者の中から抽選し、繰り上がり当選の電話連絡を随時行います

## 夏休みおもしろ教室申し込み

（ふりがな）

①参加者氏名 \_\_\_\_\_（男・女）

②学年・年齢 小学校 \_\_\_\_\_ 年生  
幼稚園・保育園 年長 年中 年少 \_\_\_\_\_ 歳

③保護者氏名 \_\_\_\_\_

④住所 〒 \_\_\_\_\_  
播磨町

⑤電話番号（昼間に連絡できる電話番号） \_\_\_\_\_

⑥参加希望講座番号および講座名（2つまで）

講座番号	講座名

点線で切り取って、①～⑥を書いて、往信の裏面（役場の住所を書いた裏面）に貼ってください。書き方は裏面にも説明図があります。間違えないように、確認してください。

講座番号 開催日時	講座名・内容 【持ち物】	材料費	対象・募集数	場所
⑥ 8月6日（水） 9:00～11:00	喜瀬川でさかなや虫の観察をしてみよう！ 喜瀬川にはどんな生き物がいるか観察しよう 【持ち物】 帽子、タオル、長靴、筆記用具、魚とり網、お茶	なし	小1～小6 親子15組	喜瀬川
⑦ 8月7日（木） 10:00～12:00	3Rを体験！牛乳びんでランプを作ろう～ガラスびんからみた地球環境～ リサイクル・リユース・リデュースについて学んで、牛乳びんでランプを作ろう	なし	幼・保～小6 親子20組	図書館 2階 学習室
⑧ 8月8日（金） 10:00～12:00	化学の力で食品サンプルを作ろう！ 身近な材料で様々な化学実験をしながら、天ぷら、イクラなどの食品サンプルを作る	なし	小4～小6 親子15組	
⑨ 8月9日（土） 10:00～12:00	3Rを知ろう！&風りんを作って涼しくなろう！ ごみを減らし生活環境を守っていくことに必要な3Rについて学んだ後、風りんを作る	なし	幼・保～小6 親子20組	
⑩ 8月10日（日） 10:00～12:00	ペットボトルでアクアリウムを作ろう！ ペットボトルでゆらゆらゆれる不思議なアクアリウムを作る 【持ち物】 500mlの空きペットボトル1本	100円	幼・保～小6 親子20組	

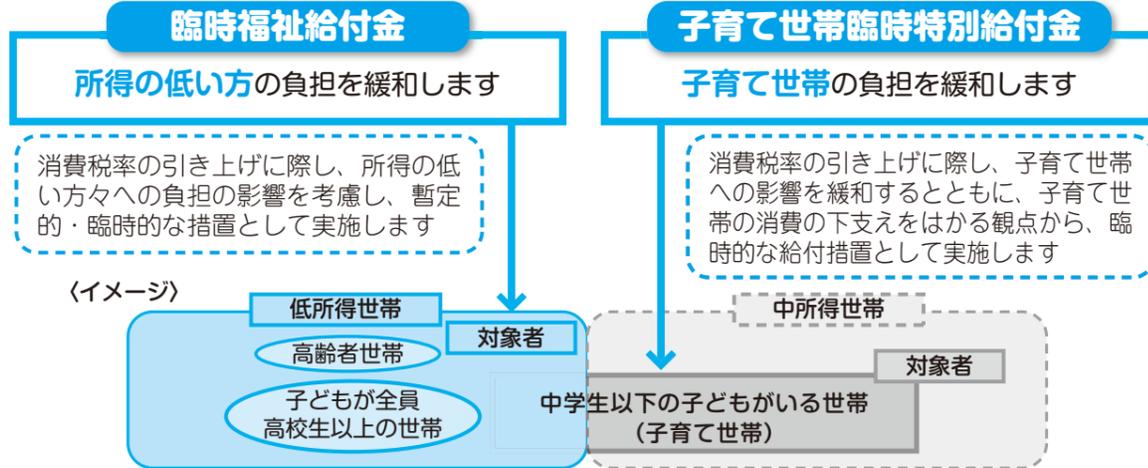
こんな人が対象となります

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特別給付金についてのお知らせ

消費税率の引き上げに際し、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特別給付金が支給されます。対象と見込まれる方（公務員を除く）には、7月上旬を目途に申請書を送付する予定です。

この給付金について、どのような方が該当するのをお知らせします。

▶問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361 ☎079(435)2362



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

臨時福祉給付金	支給要件	子育て世帯臨時特別給付金	支給要件
<b>●支給対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、               <ul style="list-style-type: none"> <li>課税されている方に扶養されている場合</li> <li>生活保護の受給者である場合 など</li> </ul>               は除きます。             </li> </ul>	<b>●支給対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のどちらの要件も満たす方が対象です。               <ol style="list-style-type: none"> <li>平成26年1月分の<b>児童手当・特別給付(※)</b>を受給</li> <li>平成25年の所得が<b>児童手当の所得制限額未満</b></li> </ol>               ※特別給付とは、所得が高額な方について、児童1人あたり月額5,000円を支給しているものです。             </li> </ul>
<b>●支給額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人につき 10,000円</li> <li>下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算</li> </ul>	<b>●対象児童</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象者の平成26年1月分の<b>児童手当・特別給付</b>の対象となる児童</li> <li>ただし、               <ul style="list-style-type: none"> <li>「臨時福祉給付金」の対象となる児童</li> <li>生活保護の受給者となっている児童 など</li> </ul>               は除きます。             </li> </ul>
<b>《加算対象者》</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢基礎年金障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者</li> <li>児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者 など</li> </ul>		

## 申請手続きについて・・・しばらくお待ちください。

具体的な申請手続きは決定次第、町ホームページ及び広報7月号に掲載します。なお、申請は平成26年1月1日時点で住民票登録がある市町で行うこととなります。受付期間は、7月上旬からを予定しています。

不審な電話を受けた場合は、ご相談ください。

加古川警察署 ☎079(427)0110  
播磨町消費生活相談コーナー ☎079(435)1999

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特別給付金」に関して、次のようなことは絶対にありません。

- 国や県、町職員などが銀行やコンビニなどのATM(現金自動預け払い機)を使って手続きをお願いすること
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと
- 国や県、町職員などが給付のために、手数料の振り込みを求めること
- 現時点で、国や県、町職員などが住民の皆さまの世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報照会すること

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特別給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください

## わくわく講座メニュー

- ① これからのまちづくり**  
まちづくりの目標や基本的な考え方、長期的指針を示した播磨町第4次総合計画の内容を中心に
- ② 行政改革ってなあに?**  
行政改革の取り組みについて
- ③ 統計事業って何?**  
身近に実施されている統計事業について
- ④ まちの台所事情**  
予算や決算など、まちのお金のはなし
- ⑤ 選挙のしくみ**  
あなたの1票を大切に…いろいろな投票方法について
- ⑥ 「情報公開」「個人情報保護」って何?**  
情報公開条例、個人情報保護条例に基づく両制度について
- ⑦ 防災のはなし**  
被害を最小限に食い止めるために普段からしておくことは?災害が起こったらまず何をすればいいの?など防災関連のはなし
- ⑧ マスタープランって何?**  
まちの都市計画の現状と基本計画について
- ⑨ 地籍調査って何?**  
地籍調査の必要性や仕組みについて
- ⑩ 道路のはなし**  
播磨町駅周辺地区の移動円滑な道づくりについて
- ⑪ かしこい消費者になろう!**  
最近の消費生活相談事例を交えながら、契約トラブルに遭わないためのポイントをわかりやすくご説明します
- ⑫ 知っておきたい「国保」と「年金」**  
「国民健康保険」と「国民年金」の仕組みと手続き
- ⑬ わかりやすい「介護保険」**  
「介護保険」の仕組みと手続き
- ⑭ 税金のはなし**  
町税の仕組みはどうなってるの?どんな計算で、こうなるの…
- ⑮ 食のはなし**  
一工夫で健康づくり!毎日の食事(調理実習も可)
- ⑯ 「健」「幸」づくりを楽しもう**  
誰でもできる健康づくりをご紹介します!
- ⑰ みんなでごみを減らそう**  
家庭で気軽に始められるごみの減量、環境にやさしいリサイクル
- ⑱ 福祉のはなし**  
今実施されている福祉制度は?①～③から選択してください ①障害福祉②高齢福祉③児童母子福祉
- ⑲ 水ができるまで**  
こうやって飲み水ができるんだ!～取水井から浄水施設の紹介～
- ⑳ なぜ「下水道」は必要なの?**  
下水道の整備について
- ㉑ 今、学校教育は?**  
子どもをとりまく学校教育の現状と播磨町の教育
- ㉒ 今こそ考えよう!家庭教育**  
青少年の健全育成や家庭で子どもと向き合うポイント
- ㉓ 男女共生社会って?**  
男女共生社会の実現に向けて私たちができること
- ㉔ 人権ビデオフォーラム**  
人権啓発ビデオを見て語り合おう
- ㉕ みんなのスポーツ**  
誰もができるニュースポーツなどをみんなで体験しよう!
- ㉖ 生涯、学習時代!**  
生涯、学習を続けるためには…
- ㉗ 知っ得「播磨町の偉人と文化財」!**  
ジョセフ・ヒコや今里傳兵衛などの偉人、大中遺跡や身近な文化財についての出前講座です
- ㉘ 犯罪から命と財産を守るために**  
様々な犯罪から命と財産を守るために気をつけること
- ㉙ 守ろう!交通ルール**  
交通事故を起こさない、まきこまれないために日頃から気をつけること
- ㉚ 手作りメニュー**  
上記以外に聞きたい講座をリクエストしたり、複数の講座を組み合わせることも可能です

切り取って保存してください

## 町職員以外の講師が担当する講座もあります

次の講座はそれぞれの専門家による講座です。ただし、以下の条件がありますので、ご注意ください。

28番 講師派遣：兵庫県加古川警察署 29番 講師派遣：兵庫県加古川警察署

▶団体：30人以上の団体・グループ ▶時間：平日の午前10時から午後4時までの間で2時間以内

## 播磨わくわく講座申込書(コピーしてご利用ください)

希望の講座	講座番号	講座名	参加人数	人
希望の日時	平成	年	月	日( ) 時 分 ~ 時 分
講座の会場	電話			
申請者	〔団体・グループ名〕 〔代表者・申請者〕 氏名		住所 〒 電話	
備考	内容について要望があればご記入ください			